

(様式第12)

診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の管理方法

管理責任者氏名	院長 新井一
管理担当者氏名	各部署責任者（馬場 子孝、山岡 喜保、清宮 正嗣、大島 純子）

		保管場所	分類方法
診療に関する諸記録 病院日誌、各科診療日誌、処方せん、手術記録、看護記録、検査所見記録、エックス線写真、紹介状、退院した患者に係る入院期間中の診療経過の要約及び入院診療計画書	病院日誌類、 管理課 入院診療録 診療録管理室 外来診療録、X線写真 医事課、カルテ室	病院日誌類については、管理課において年度別に、手術記録を含む入院診療録については、患者別に、保管（順次マイクロ化保管）、外来診療録については診療科別に医事課担当で保管	
病院の管理及び運営に関する諸記録	従業者数を明らかにする帳簿 高度の医療の提供の実績 高度の医療技術の開発及び評価の実績 高度の医療の研修の実績 閲覧実績 紹介患者に対する医療提供の実績 入院患者数、外来患者及び調剤の数を明らかにする帳簿	人事部人事課 事務部管理課 学術支援課 事務部管理課 事務部医事課 事務部管理課 医療連携室 事務部医事課 事務部医事課 薬剤部	主に所属別、診療科別
確規保則の第9条の第23条及び第11条の第11条各号に掲げる体制	専任の医療に係る安全管理を行う者の配置状況 専任の院内感染対策を行う者の配置状況 医療に係る安全管理を行う部門の設置状況 当該病院内に患者からの安全管理に係る相談に適切に応じる体制の確保状況 医療に係る安全管理のための指針の整備状況 医療に係る安全管理のための委員会の開催状況 医療に係る安全管理のための職員研修の実施状況 医療機関内における事故報告等の医療に係る安全の確保を目的とした改善の方策の状況	医療安全管理者 会田 秀子 医療安全管理室長 川崎 志保理 医療安全推進部長 小林 弘幸 感染対策室長 堀 賢 感染対策室長補佐 李澤 康雄 医療安全管理室 サービス課 「患者さんご相談」コーナー 医療安全管理室 ・順天堂医院医療安全マニュアル 他 医療安全管理室 ・順天堂医院医療安全マニュアル 他 医療安全管理室 ・順天堂医院医療安全マニュアル 他 医療安全管理室 ・順天堂医院医療安全マニュアル 他	付則に基づき、年1回以上医療安全管理委員会の議題として取り上げ、改正を検討 毎月第3木曜日にRM全体委員会、第4水曜日に医療安全管理委員会を開催 セーフティーレクチャー（医療安全研修）で「医療安全」「感染対策」「健康管理」「医療機器安全管理」「医薬品安全管理」「個人情報保護」について講義 ・昨年度多かったインシデント事例をRM小委員会で検討、検証し、対策を立て実施 ・重大事例は、医療安全推進部カンファレンスにて検討

			保管場所	分類方法
病院の管理及び運営に関する諸記録 規則第1条の1各号に掲げる体制確保の状況	院内感染のための指針の策定状況	感染対策室	順天堂医院感染対策ガイドライン・マニュアル	
	院内感染対策のための委員会の開催状況	感染対策室	順天堂規約集 規第平12-6	
	従業者に対する院内感染対策のための研修の実施状況	感染対策室	年次ごとに作成	
	感染症の発生状況の報告その他の院内感染対策の推進を目的とした改善の方策の実施状況	感染対策室	感染対策委員会にて報告・検討	
	医薬品の使用に係る安全な管理のための責任者の配置状況	薬剤部長 佐瀬 一洋		
	従業者に対する医薬品の安全使用のための研修の実施状況	薬剤部 (医薬品情報室)	年度ごとに開催日、出席者、研修内容を記録し、薬剤部にて今後の計画を含め一元管理	
	医薬品の安全使用のための業務に関する手順書の作成及び当該手順書に基づく業務の実施状況	薬剤部 (医薬品情報室)	手順書については、薬剤部で作成、改訂後医療安全管理委員会にて、承認後関連各部門へ配付 実施状況については、各部署で実施後薬剤部で一元管理	
	医薬品の安全使用のために必要となる情報の収集その他の医薬品の安全使用を目的とした改善の方策の実施状況	薬剤部 (医薬品情報室)	学会・企業・行政、患者、院内各部署からの情報を薬剤部医薬品情報室において収集、解析、一元管理し、学会・企業・行政、患者、院内各部署へ発信	
	医療機器の安全使用のための責任者の配置状況	臨床工学室長 代田 浩之		
	従業者に対する医療機器の安全使用のための研修の実施状況	臨床工学室	年度別に保管、機種ごとに分類	
	医療機器の保守点検に関する計画の策定及び保守点検の実施状況	臨床工学室	機器管理ソフトによって計画。 月毎に分類、順次点検を行っている	
	医療機器の安全使用のために必要となる情報の収集その他の医療機器の安全使用を目的とした改善の方策の実施状況	臨床工学室	PMDA発の情報を分類、必要であれば解析を行い、医療機器情報として周知させている	

(注) 「診療に関する諸記録」欄には、個々の記録について記入する必要はなく、全体としての管理方法の概略を記入すること。

(様式第13)

病院の管理及び運営に関する諸記録の閲覧方法及び紹介患者に対する医療提供の実績

○病院の管理及び運営に関する諸記録の閲覧方法

閲覧責任者氏名	各所属長、院長 新井 一
閲覧担当者氏名	各所属長、山岡 喜保（管理課長）、清宮 正嗣（医事課長） 大島 純子（診療録管理室主任）
閲覧の求めに応じる場所	診療録閲覧室、会議室

○病院の管理及び運営に関する諸記録の閲覧の実績

前 年 度 の 総 閲 覧 件 数	延	167 件
閲 覧 者 別	医 師	延 161 件
	歯 科 医 師	延 0 件
	国	延 1 件
	地 方 公 共 团 体	延 5 件

○紹介患者に対する医療提供の実績

紹 介 率	48.7 %	算 定 期 間	平成19年4月1日～平成20年3月31日
算 A : 紹 介 患 者 の 数			25,833 人
出 B : 他の病院又は診療所に紹介した患者の数			9,563 人
根 C : 救急用自動車によって搬入された患者の数			6,226 人
拠 D : 初 診 の 患 者 の 数			75,840 人

(注) 1 「紹介率」欄は、A、B、Cの和をBとDの和で除した数に100を乗じて小数点以下第1位まで記入すること。

2 A、B、C、Dは、それぞれの延数を記入すること。

(様式第13-2)

規則第9条の23及び第1条の11各号に掲げる体制の確保状況

① 専任の医療に係る安全管理を行う者の配置状況	(有) (2 名) ・無
② 専任の院内感染対策を行う者の配置状況	(有) (6 名) ・無
③ 医療に係る安全管理を行う部門の設置状況	(有)・無
・ 所属職員： 専任（ 2 ）名 兼任（ 2 ）名 ・ 活動の主な内容： 医療安全ポケットマニュアル第4版 1. 医療安全管理指針、組織体制 P. 1～P. 17 2. 医療事故防止体制 P. 18	
④ 当該病院内に患者からの安全管理に係る相談に適切に応じる体制の確保状況	(有)・無
⑤ 医療に係る安全管理のための指針の整備状況	(有)・無
・ 指針の主な内容：別添マニュアル参照 1. 医療安全管理指針 P. 1～P. 17 (1) 総則 (2) 組織体制 (3) 医療の安全確保を目的とした改善の方策 (4) 安全管理のための職員研修の実施 (5) 医療事故発生時の対応方法 (6) 患者相談窓口の設置 (7) 安全な医療を提供するための院内規則・手順 (8) 医療従事者と患者及びその家族間との情報共有 他	
⑥ 医療に係る安全管理のための委員会の開催状況	年 24 回
・ 活動の主な内容：別添マニュアル参照 1. 医療安全管理指針 P. 2～P. 7 2. 医療事故防止体制 P. 18 5. 医療安全に関する報告の流れ P. 23	
⑦ 医療に係る安全管理のための職員研修の実施状況	年 17 回
・ 研修の主な内容： 別添マニュアル参照 1. 医療安全管理室指針 (4) 安全のための職員研修の実施 P. 11～P. 14 別添「平成19年度医療安全に関する研修会一覧」	
⑧ 医療機関内における事故報告等の医療に係る安全の確保を目的とした改善の方策の状況	
・ 医療機関内における事故報告等の整備 ((有)・無) ・ その他の改善の方策の主な内容： 1. 医療安全管理指針 (3) 医療の安全確保を目的とした改善 P. 7～P. 11 2. 医療安全防止体制 P. 18 5. 医療安全に関する報告の流れ P. 23	

I 医療安全管理指針

1. 総 則

1) 安全管理指針の目的

医療は、患者と医療従事者の信頼関係、医療に対する信頼の下で、患者の救命や健康回復を最優先として行われるべきものであり、患者を中心とした安全で質の高い医療を提供しなければならない。この実行のために全ての医療従事者は医療安全に取り組むものとする。

このため本指針は、順天堂大学医学部附属順天堂医院における医療安全管理に関する基本方針を定めるとともに、院内の責任体制を明確にし、医療安全管理の具体的な推進方策について定めることを目的とする。

2) 医院における医療安全管理の基本方針

安全な医療を提供するためには、医療従事者一人ひとりが患者の安全を守る意識を持つことが不可欠ではあるが、近年の医療の高度化・複雑化等を背景に、医療従事者個人の努力に依存した医療安全管理は困難になってきている。このため、当院においては医療安全管理をシステム化し、院長、医療安全管理を統括する医療安全管理室室長、医療安全管理者、医療安全管理委員会、リスクマネジメント全体委員会を中心として有機的な体制を構築し、総合的管理の一環として組織横断的に取り組む。

また、常により質の高い安全な医療提供体制を構築するのみならず、患者に対する接遇に留意し、計画・実施・評価・改善の一連の過程において継続的な見直しを行うことにより、医療現場の状況の変化に適切かつ迅速に対応した医療安全管理を実施する。

さらに、医療安全管理に資する情報を本人と職員全体で共有し、組織における安全文化を醸成するため、発生した医療事故、ヒヤリ・ハット事例情報等の分析結果や、医療安全管理委員会等で検討・決定された事故予防対策等を、速やかに職員にフィードバックするとともに、各種の関連する研修会を通じて、医療安全管理に関する職員の教育や啓発に努めるものとする。